



ユースエール認定制度のご案内

1 認定基準について

(1) 募集

新卒募集・若者対象の正社員募集をしていますか？

(申請日現在、募集中であること)

(正社員；直接雇用、期間の定めなし、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者を指す。

短時間正社員を含み、派遣・請負従事者は含まない)

(新卒求人；卒業後3年以内の既卒者の応募も可であること)

(一般求人；34歳以下で「経験不問」であること)

(2) 離職率

直近3事業年度の新卒者など（*）の正社員として就職した人の離職率が20%以下ですか？

(採用数が3人又は4人の場合は、離職者数が1人以下)

(採用実績がない事業所も該当)

*「新卒者など」とは、新卒者、並びに既卒者であって新卒者と同じ採用枠で採用したもの等新卒者と同等の処遇を行う労働者のうち正社員である労働者をいいます

(3) 所定外 労働時間

前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下 かつ 月平均の法定外労働時間60時間以上の正社員ゼロ

(4) 有給休暇

前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上 または 年平均取得日数が10日以上

(①就業規則に規定があり、②有給で、③毎年全員に付与する、という条件を満たす休暇は、労働者1人あたり上限5日まで加算できる)

(5) 育児休業

直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上 または 女性労働者の育児休業等取得率が75%以上

(制度の定めがあれば、取得対象者がいない場合でも該当。

なお、対象者とは、出産した女性社員、配偶者が出産した男性社員)

(6) 青少年雇用情報 を公表していますか

ハローワーク飯田橋 事業所第3部門

〒112-8577 文京区後楽1-9-20 tel 03-3812-8609 (36#)

fax 03-3812-5095

<認定基準>

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること <ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4 ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5
4	右の青少年雇用情報について公表していること <ul style="list-style-type: none"> ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※6
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

- ※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。
- ※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者及び他社の事業所で請負業務に従事する者は除きます。
- ※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。
- ※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。
- ※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。
- ※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。
- ※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

認定申請は

東京労働局 職業安定部 職業安定課 若年雇用係まで！

〒102-8305 千代田区九段南 1-2-1 12階 ☎ 03-3512-1657
最寄駅 東京メトロ 東西線・半蔵門線、都営新宿線 九段下駅から徒歩5分

☆ まずは、[東京労働局ホームページ](#)をご覧ください ☆

(東京労働局ホームページのこのバナーをクリック)



(次に、このバナーをクリック)



【若者雇用促進法に基づく「認定企業（ユースエール認定企業）制度」とは】

のページに提出書類をご案内しております（9種類）

2 提出書類について (9種類の申請書類と添付書類となります)

申請書類		添付書類	補足
1	基準適合事業主認定申請書	別添1 若者を対象とした正社員募集が確認できるHP・求人票等の写し	
2	新規学卒者等採用実績及び定着状況報告	別添2 なし	
3	人材育成・教育訓練計画報告書	別添3 なし	「事業所内職業能力開発計画」の写しでも可
4	労働時間等実績報告	別添4 ●賃金台帳の写し及びタイムカードの写し(所定外労働時間の確認) ●就業規則の写し(所定外・有給の確認できる部分)	賃金台帳、タイムカード、出勤等等については社員全員分の提出が必要です
5	有給休暇取得実績等報告	別添5 ●出勤簿またはタイムカードの写し(有給休暇の確認) ●「有給休暇に準ずる休暇」を記載する場合は、休暇内容がわかる就業規則または労働協約の写し	
6	育児休業等取得実績報告	別添6 ●出勤簿等育児取得状況が確認できる書類の写し ●育休の取得実績がない場合は、就業規則または労働協約の写し(育休に関する部分) ●くるみん認定を受けた事業主は、基準適合事業主認定通知書の写し	
7	関係法令順守状況報告	別添7 ●認定申請日から過去1年間に①労働関係法令違反により労基署から是正勧告書の交付を受けている場合、是正期日までに是正済みであることが確認できる書類 ●認定申請日から過去1年間に①労働関係法令違反で送検され公表されている場合、不起訴処分告知書の写しまたは裁判で無罪になっていることが確認できる判決文の写し	添付書類は、是正勧告書の交付、送検公表があった場合のみです
8	誓約書	別添8 なし	
9	企業情報報告書	別添9 なし	●直近3事業年度の新卒者の採用・離職者数等の内容が公表されたHPの写しでも可 ●申請日現在公表していない場合はご相談ください

3 認定までのながれ

書類の提出

郵送もしくは来局

(お問い合わせ後にご来局をお勧めします)

審査

すべての書類がそろってから**30日以内**に審査結果を通知します

(すべての書類がそろうまで、2~3か月くらいかかる場合もあります)

結果

* 「基準適合事業所認定通知書」の送付

* 認定マークのデータ送信

4 認定のメリット

- ハローワーク飯田橋 が開催する就職面接会に、優先的に参加できます！
- ハローワーク飯田橋 で、「企業PRシート」を掲示できます！
- 求人票に「ユースエール認定マーク」を使用できます！

1	ハローワークなどで 重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で 認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「 若者雇用促進総合サイト 」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく 認定マーク を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援 する関係 助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ① キャリアアップ助成金 ② 人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金) ③ トライアル雇用助成金 ④ 特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)
5	日本政策金融公庫による 低利融資	株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)において実施している「地域活性化・雇用促進資金(企業活力強化貸付)」を利用する際、基準利率から-0.65%での低利融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、平成29年4月1日現在、中小企業事業1.21%、国民生活事業1.71%です。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 地域活性化・雇用促進資金(企業活力強化貸付)の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikigiyou_m_t.html
6	公共調達における 加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。

5 その他

認定に当たっては、認定申請日の直近の前事業年度で要件を満たしている必要があります。

また、認定を受けた場合は、**継続して要件を満たしている必要があります**ので、毎事業年度終了後1カ月以内に確認書類を提出していただくことになります。

例えば、事業年度が3月末の事業主が3月に認定を受けた場合には、新事業年度が開始した4月に改めて確認書類を提出していただくこととなります(詳しくは、認定時にお知らせいたします)。



全国のユースエール認定企業や若者応援宣言企業の情報を掲載しているサイトです。